

東吾妻町ふれあい・いきいきサロン助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東吾妻町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する「ふれあい・いきいきサロン（以下「サロン」という。）助成事業」について必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 サロンは、東吾妻町において、誰もが安心して健康で生きがいをもって暮らせる地域づくりを目的に、地域住民が主体となり継続的に取り組む活動とし、次の各号に該当するものとする。

(1) 活動主体

社会福祉法人、NPO法人、株式会社等の法人格を持たず、地域の住民が主体となって活動する個人又は団体とする。

ただし、別の目的をもって集まった団体（老人会、婦人会、趣味サークル、地域行事、当事者団体行事など）は、サロンの活動主体とならない。

(2) 参加者

地域に居住する、概ね65歳以上の高齢者、障害者、子育て中の親子などを対象に、自由に参加できるものとし、地域住民に広く呼びかけるものとする。

(3) 参加者数

参加者数は、原則5名以上とし、地域の実情に応じたものとする。

(4) 活動回数

地域の実情に応じたものとするが、第6条の助成金の交付を受けようとする場合は、年3回以上実施しなければならない。

(5) 活動場所

地域の公民館・集会所や個人宅を活動場所として利用する。

2 サロンの活動は、次に掲げるいずれかに該当し、特定の趣味活動に偏らないものでなければならない。

(1) 健康増進（レクリエーション活動を含む）に関する活動

(2) 地域内の交流に関する活動

(3) 地域のまちづくり推進に関する活動

(4) 情報の共有と相談援助に関する活動

(5) 地域のボランティアに関する活動

(6) その他必要な活動

(登録)

第3条 サロンを実施しようとする者は、事前にサロン登録カード（様式第1

- 号)により本会に登録しなければならない。
- 2 登録した内容に変更が生じた場合は、サロン変更届(様式第2号)により届け出なければならない。

(活動助成)

第4条 サロンは、その活動主体の自主財源をもって運営することを原則とするが、本会から活動費の一部について助成を受けることができる。

(実施計画)

- 第5条 サロンの運営について、助成金の交付を受けようとする場合は年間実施計画書(様式第3号の1)、講師等の派遣を依頼する場合は、サロン講師派遣等申請書(様式第3号の2)を事前に提出しなければならない。
- 2 提出されたサロン実施計画書の内容について、本会は必要な指導等を行うことができる。

(助成金の交付)

- 第6条 前条のサロン実施計画書を提出した者は、活動終了後速やかにサロン実施報告書(様式第4号の1)及びサロン参加者名簿(様式第4号の2)、サロン実施助成金請求書(様式第4号の3)を本会に提出しなければならない。
- 2 本会は、提出されたサロン実施報告書に基づいて、参加者一人当たり400円を限度に、参加者数を乗じた額を助成する。ただし、かかった費用が限度額を下回る場合は、その額をもって助成の額とする。
 - 3 子育てサロンの参加者数の基礎単位は、一世帯をもって1名分とする。
 - 4 助成金の交付は、月1回とする。

(登録の抹消及び助成金の返還)

第7条 サロンを運営する者が虚偽の書類を提出した場合は、本会はその登録を抹消し、その事実のあった日まで遡り、交付した助成金の返還を求めることができる。

(変更)

第8条 この要綱に定めがないものや変更が必要な場合は、その都度、この要綱を変更する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。